



議案第五十三号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年四月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五〇年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「法第十五条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十条中「第五十条第二項」の下に「第五十二条」を加える。

第二十四条第一項第三号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本項及び第五十二条において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第七項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第七項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に関し、当該法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同

条第一項の規定の適用がないものとみなして、第十八条の二の規定を適用することができる。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、同条第一項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるものを除くほか、災害その他特別の事情がある者

第五十一条の次に次の二条を加える。

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第五十二条 法人税法第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に及び、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

第五十三條 削除

第五十四條第五項中「土地改良事業」の下に「農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行方同法第十九條第一項第一号イ又はロの事業を含む。」を加え、「又は規約等」を「若しくは規約等」に、「以下「仮使用地」という」を「以下本項において「仮使用地」という」に改める。

第五十六條中「若しくは社会福祉法人」を「若しくは社会福祉法人」に、「又は令第四十九條の九」を「若しくは令第四十九條の九」に、「又は衛生検査技師」を「衛生検査技師、理学療法士若しくは作業療法士」に改める。

第八十四條第一項中「軽自動車、小型特殊自動車のうち農耕作業用自動車以外のもの」を「四輪以上の軽自動車、農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車」に改める。

第九十二條第四項を次のように改める。

前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれその一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第九十八條第二項中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第三百三十一條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について第五十四條第五項に規定する仮使用地がある場合には、当該仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日までの間は、当該仮使用地の使用者による使用又は収益の開始をもつて土地の取得と、当該仮使用地の使用者をもつて当該仮使用地に係る第一項の土地の所有者又は取得者とみなす。

第三百三十七條第二号中「第三百三十一條第四項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第四百三十三條中「四十円」を「百円」と、「二十円」を「五十円」に改める。

附則第五條の次に次の一條を加える。

(徴収猶予等に係る延滞金の特例)

第五條の二 当分の間、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十一條の規定により日本銀行が定める商業手形の基準割引歩合が年五・五パーセントを遡って定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（以下本項において「特例期間」という。）内（次の各号に掲げる延滞金で当該各号に掲げる日が特例期間後に

到来するものにあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日から当該各号に掲げる日までの期間内は、特例期間内にその納期限（第一号又は第三号に掲げる延滞金については、申告基準日。以下本項において同じ。）の到来する町民税に係る第十九条の規定による延滞金で法第十五条の三の規定による徴収の猶予がされた期間につき徴収されるもの及び第五十二条の規定による延滞金に係る第十九条及び第五十二条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、当該年七・三パーセントの割合と当該納期限の日における当該商業手形の基準割引歩合のうち年五・五パーセントの割合を超える部分の割合を年〇・二五パーセントの割合で除して得た数を年〇・七三パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年十二・七五パーセントの割合を超える場合には、年十二・七五パーセントの割合）とする。

一 第五十二条の規定による延滞金で、申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る町民税に係るもの 法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限

二 第十九条の規定による延滞金で、法第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの（次号に掲げるものを除く。）のうち、同条第一項又は第二項に規定する納期限が特例期間内に到来する町民税に係るもの 当該納期限の翌日から三月を経過した日の前日

三 第十九条の規定による延滞金で、法第十五条の三第二項の規定による徴収の猶予（同条第四項又は令第六条の九の二の規定の適用を受けるものを除く。）をされた期間につき徴収されるもののうち、申告基準日が特例期間内に到来する法人税額の課税標準の算定期間に係る町民税に係るもの 当該法人税額の課税標準の算定期間の末日後五月を経過した日の前日

二 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後二月を経過した日の前日（その日が民法第百四十二条に規定する休日に該当するときは、その休日の翌日。）をいう。

附則第六条中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則第七条第二項中「昭和五十年」を「昭和五十五年」に改める。

附則第十条中「第十項」を「第十二項」に改める。

附則第十七条第一項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」に、「百分の四（昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の二・七とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の三・四とする。）の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（昭和五十年年度分及び昭和五十一年度分については、百分の四の税率を乗じて計算した金額）に相当する」に改め、同項に次の二号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額の四分の三に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額と千五百万円との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額

附則第十八条第一項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年年度から昭和五十六年度まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の規定は、同項」を削り、「ついでには、適用しない」を「係る第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の八」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「控除した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「控除した金額」とする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

* 第一項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそれぞれにつき第一項の計算を行うものとする。この場合において、当該その他の部分の金額に係る同項第二号の規定の適用については、同号中「当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額」とあるのは、「課税短期譲渡所得金額のうち法附則第三十五条第三項に規定する譲渡所得に係る部分の金額から当該特別控除額を控除した残額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額」とする。

附則第十九条の見出し中「昭和四十九年分」を「昭和五十年分」に、「還付等」を「算定

方法等」に改め、同条中「昭和四十九年中」を「昭和五十年中」に、「所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）」を「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十三号）」に、「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用（以下「適用日」という。）する。ただし、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第九十八条第二項の規定は、昭和五十年六月一日から、第四百十三条の規定は、昭和五十年五月一日から施行する。

（町民税に関する規定の適用）

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和五十年分までの個人の町民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 改正前の三朝町税条例（以下「旧条例」という。）附則第十九条の規定は、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等（旧条例第五十三条の二に規定する退職手当等をいう。）で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された同条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

3 新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、適用日以後に終了する事業年度分の法人の町民税について適用し、適用日前に終了した事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 新条例第五十四条第五項及び附則第十条の規定は、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、昭和四十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第四条 新条例第八十四条第一項の規定は、昭和五十年年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（町たばこ消費税に関する規定の適用）

第五条 新条例第九十二条第四項の規定は、昭和五十一年度分の町たばこ消費税から適用

し、昭和五十年年度分の町九ばと消費税については、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第六条 新条例第九十八条第二項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第七条 新条例第三百三十一条第四項の規定は、適用日以後において同項に規定する仮使用地の使用又は収益の開始があつた場合について適用する。

(入湯税に関する規定の適用)

第八条 新条例第四百四十三条の規定は、昭和五十年五月一日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。